

みどりの補助金

(名古屋市民有地緑化助成事業)



緑は、私たちの暮らしに季節感や安らぎ、潤いを与えてくれます。
名古屋市では皆さんの暮らしの中にもっと緑を取り込んでいただくために、
「あいち森と緑づくり税（愛知県税）」を活用し、
民間の方が行う優良な緑化工事にかかる費用の一部を助成しています。

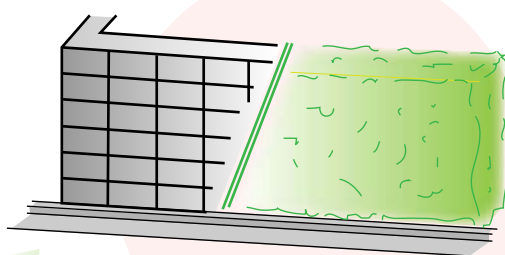
名古屋市

建物の新築時の緑化だけでなく、

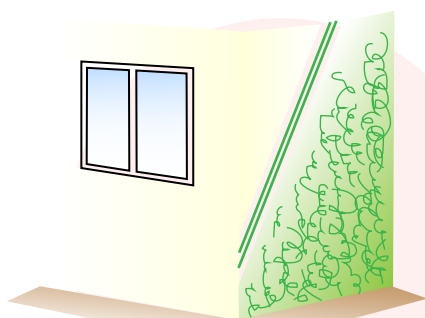


既存の建物まわりの緑化にも、
助成が受けられます！

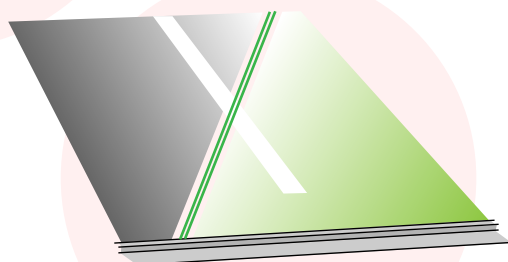
例えば、



塀を生垣にしたい



建物の外壁を緑化したい



緑化駐車場にしたい

お気軽にご相談ください

<ご注意ください！>

本事業の助成を受けたことのある敷地は、再度の助成を受けることはできません。
本市以外の団体等が行う他の助成事業と重複して助成を受けることはできません。



※詳しい内容は「申請の手引き」をご参照ください。名古屋市公式ウェブサイトでご覧いただけます。



受付期間

- 4月から12月末まで
(助成枠に達した場合は受付を終了します。)



助成の対象

- 屋上緑化、壁面緑化、空地(地上部)緑化、駐車場緑化、生垣設置工事における以下の工事費用
 - ・ 植栽 (例: 樹木、地被植物、芝など。1~2年程度で枯れる草花は除く。)
 - ・ 植栽基盤 (例: 客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など。)
 - ・ 灌水施設 (例: 散水栓、給水管、灌水チューブなど。)
 - ・ 表示板 (本事業により整備したことを示すもの。)



助成の条件

- 新たに緑化する面積が 50 m²以上であること
(助成対象が生垣設置のみの場合は、延長 15m以上が必要です。また、隣地などの複数の緑化工事の面積・延長を合算できる場合があります。)
- 緑化工事が未着手で、当該年度の 3月15日までに完了報告書を提出すること
(交付決定通知書発行後に緑化工事の着手となります。)
(ただし、3月15日が休日の場合、直前の開庁日)
- 緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」において、以下の条件を満たすこと
 - ・ 敷地面積に対し、基準緑化率以上の緑化面積になること
 - ・ 「☆☆(良好な緑化)」以上 (=50点以上) かつ
 - ・ 高木植栽の評価点が 10点以上 (敷地の建ぺい率の最高限度が 80%以下の場合)
 - ・ 生垣設置のみの場合は、接道緑化と維持管理努力の 40点以上が対象
- 原則として、助成対象となる緑化面積 100 m²あたり 1か所以上の灌水施設を設置すること (もしくは既に設置されていること)
- 助成を受けたことを示す表示板を 1か所以上設置すること
- 助成対象の緑化施設を良好に維持保全すること
- 一定の年数が経過した後 (3~5年後)、状況報告すること など



助成金額

- 助成金額は、助成対象工事費の 2分の1以内で、かつ以下の条件を満たす額
 - ・ 屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化: それぞれ助成対象の緑化面積 × 1.5 万円 / m²以内
 - ・ 空地(地上部)緑化: 助成対象の緑化面積 × 1 万円 / m²以内
 - ・ 生垣設置のみ: 助成対象の生垣延長 × 5 千円 / m以内
- 助成総額は、10 万円以上 500 万円以下 (生垣設置のみは 3 万円以上)
- 大径木、仕立もの、品種もの等の高額な樹木においては、助成の対象額として計上できる樹木単価の上限を、以下のとおりとします。
 - ・ 高さ 4.0m以上の樹木単価は上限 15 万円 / 本 (植付手間代を含む)
 - ・ 高さ 4.0m未満の樹木単価は上限 6 万円 / 本 (植付手間代を含む)
- ◎ 消費税は、原則、助成の対象になりません。
(詳しくは、第 1 号様式「名古屋市緑化助成金申請書」裏面、申請者申告欄をご覧ください。)

みどりの補助金の手続きの流れ

(詳細は「申請の手引き」をご参照ください。様式は最新のものをご使用ください)

① 交付申請

- ・ 助成の条件を満たし、維持管理が可能な緑化計画をたててください。
- ・ 見積書は概算見積ではなく、内容を十分に精査してください。
- ・ 緑化工事は未着手が条件です。

申請



② 助成決定審査 (緑地維持課)

- 下記の書類をご提出ください。(正1部、副2部)
1. 名古屋市緑化助成金交付申請書
 2. 事業費内訳明細書
 3. 用途地域図等 (位置図)
 4. 敷地面積根拠
 5. 緑化計画平面図 1 (数量根拠図面)
 6. 緑化計画平面図 2 (求積根拠図面) (5との兼用可)
 7. 表示板の構造図
 8. 現況写真
(緑化工事の未着手が分かる申請直前の写真)
 9. 緑化工事代金の見積書 (写)
<以下必要に応じて>
 10. 緑化施設の断面図
(屋上緑化や壁面緑化を行う場合)
 11. 緑化資材の詳細を示す書面
(屋上・壁面・駐車場緑化資材など)
 12. 承諾書 (申請者と土地所有者が異なる場合)
 13. 管理義務取決書 (案)
(申請者と将来の緑化施設所有者が異なる場合)
 14. 委任状 (申請者以外の印で訂正を行う場合)

③ 緑化工事着手

- ・ 交付決定通知後に着手してください。
- ・ 緑化計画を変更する場合は、原則変更承認申請が必要です。
(必要書類は②に準じます)
- ・ ただし、増額変更はできません。

交付決定通知

④ 緑化工事完了

⑤ 完了報告

- ・ 緑化完了図面は現地に即した図面 (竣工図)を作成して下さい。
- ・ 緑化工事代金の支払いが完了していることが必要です。
- ・ 報告期限は **当該年度の3月15日**までです。(休日の場合は直前の開庁日)

完了報告

⑥ 助成額確定審査 (緑地維持課)

- 下記の書類をご提出ください。(正1部、副2部)
1. 名古屋市緑化助成事業完了報告書
 2. 緑化工事代金の領収書 (写)
 3. 事業費内訳明細書
 4. 緑化完了平面図 1 (数量根拠図面)
 5. 緑化完了平面図 2 (求積根拠図面) (4との兼用可)
 6. 写真 (着手前・完了)

※現地検査を行います。

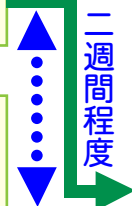
・ 完了書類の内容と、現地の数量に不足や差異がないことを確認します。

交付額決定通知

⑦ 助成金請求

- ・ 交付額確定通知書の受取り時に請求書が必要です。

助成金請求



⑨ 手続き終了

- ・ 良好な維持管理をお願いします。
- ・ ※ 3~5年後に、状況報告をしていただきます。

助成金交付

⑧ 助成金交付 (緑地維持課)

名古屋市緑化助成金請求書をご提出ください。
(正1部)

[お問い合わせ] 名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地維持課 (市役所西庁舎5階)

TEL 052-972-2465 FAX 052-972-4143

名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/>

